

経営革新を支援します。

1 経営革新計画とは

「経営革新計画」とは、事業活動に関連した「新たな取り組み」を、数値目標を持った計画に具体化したものです。この計画の承認を受けることで、さまざまな支援措置を受けることが可能となります。

2 承認の要件

法律では、「経営革新」を「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」と定義されています。承認を受けるには、この「新事業活動を行うこと」「経営の相当程度の向上を図ること」双方を満たすことが必要となります。

① 「新事業活動」を行うこと

「新事業活動」とは次の4つの「新たな取り組み」をいいます。

1. 新商品の開発又は生産
2. 新役務の開発又は提供
3. 商品の新たな生産又は販売方式の導入
4. 役務の新たな提供方式の導入その他の新たな事業活動

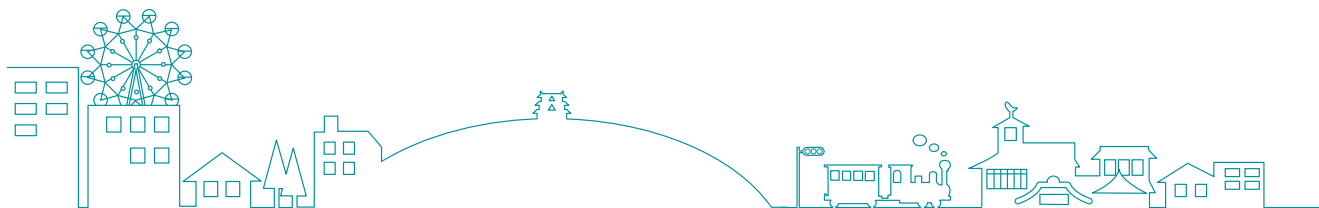
事業者にとっての「新たな取り組み」であれば、他の事業者がすでに採用していることでも構いませんが、すでに相当程度普及しているものは含まれません。

② 「経営の相当程度の向上を図ること」

「経営の相当程度の向上」とは次の2つの指標が3～5年で相当程度向上することをいいます。

1. 「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率
2. 経営利益の伸び率

計画終了時	「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率	「経営利益」の伸び率
3年計画の場合	9%以上	3%以上
4年計画の場合	12%以上	4%以上
5年計画の場合	15%以上	5%以上



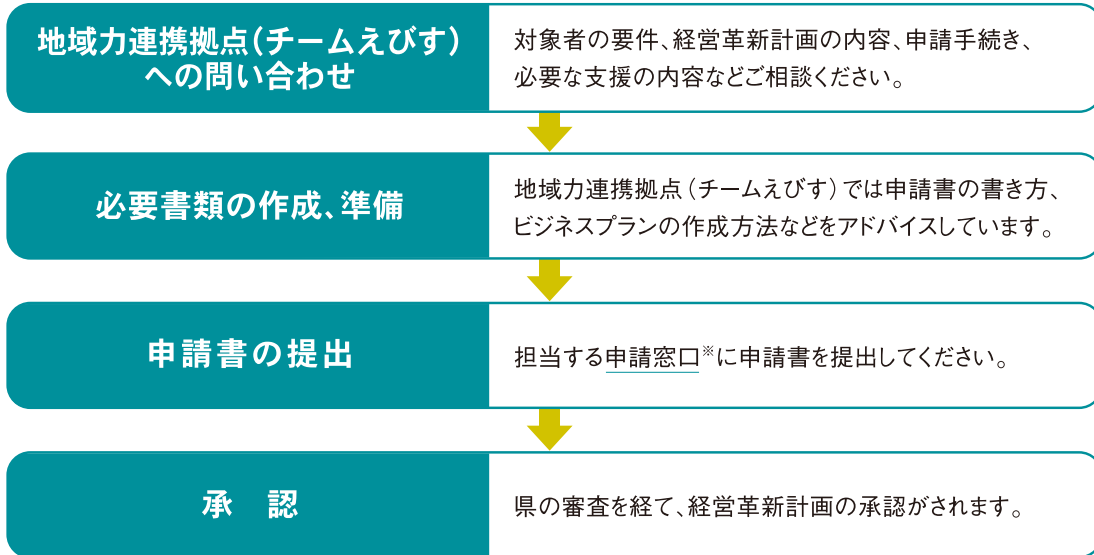
3

支援内容



経営革新計画承認取得までの流れ

経営革新計画の承認を受けるための手続きは、次のようになります。経営革新計画の承認を受けようと思ったら、まず「地域力連携拠点(チームえびす)」にご相談ください。「地域力連携拠点(チームえびす)」に配置された応援コーディネーターや外部専門家がお手伝いいたします。



経営革新計画承認取得後の支援

経営革新計画の承認を受けると、次のような支援策を受けることができます。なお、支援策を受けるにあたっては、別途支援策実施機関の審査が必要となります。

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| 融資・保証の優遇 | (1) 政府系金融機関による低利融資制度 |
| 税の特例 | (2) 信用保証の特例 |
| 販路開拓の支援 | (3) 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例 |
| 特許取得の支援 | (4) 設備投資減税や留保金課税停止の措置 |
| | (6) 研究開発型中小企業に対する特許関係料金軽減制度 |

※申請窓口

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課	Tel:089-912-2484
東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室	Tel:0898-68-6498
中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室	Tel:089-909-8760
南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室	Tel:0895-22-2512